

商品名等 (電気用品名等)	電気湯沸器/電気トースター/毛髪乾燥機
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 一般消費者向けに販売されるキャラクターが印刷された家電製品(電気ポット(電気湯沸器)、電気トースター、ドライヤー(毛髪乾燥機))である。 機能及び性能は、一般の家電製品と同様である。ただし、電気トースターは、パンにキャラクターの焼き形がつくものである。</p> <p>構造、仕様、意匠 製品本体、包装及び取扱説明書等には、玩具と想定される表示又は説明を行わない。 玩具販売店、百貨店等の玩具売場で玩具として取り扱われるような方法で販売されることはない。 定格：100V、50-60Hz</p> <p>主な使用者、販売先 一般消費者。家電販売店、量販店。</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>及び は、特定電気用品以外の電気用品中、電熱器具の「電気湯沸器」及び「電気トースター」として取り扱う。 は、特定電気用品以外の電気用品中、電動応用機械器具の「毛髪乾燥機」として取り扱う。</p> <p>(理由) 及び は、いずれも外郭に印刷されるキャラクターの面積が、製品全体のかなりの部分を占めるとは認められないことから、「電熱式おもちゃ」及び「電動式おもちゃ」に該当せず、それぞれ「電気湯沸器」、「電気トースター」及び「毛髪乾燥機」として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	

電気湯沸器



毛髪乾燥機



電気トースター

